

ウイルス性肝炎対策の推進を求める件

現在、B型肝炎やC型肝炎などのウイルス性肝炎に感染している患者の数は、わが国におよそ300万人以上存在すると言われていています。

ウイルス性肝炎は、B型、C型ともウイルスに汚染された血液を介して感染し、その経路は、輸血、血液製剤の投与、予防接種における注射針・注射器の不交換等の不衛生な医療行為によって引き起こされたものが大半であります。

B型肝炎については、集団予防接種により感染した患者が国に損害賠償を求めた最高裁判決が本年6月16日に言い渡され、昭和26年以降のウイルス性肝炎対策についての国の責任が確定しました。C型肝炎については、全国各地で感染した被害者が国や製薬会社を相手に損害賠償を求めた薬害C型肝炎訴訟が係争中であります。

特にC型肝炎は、本人が感染を自覚しない場合も多く、時間の経過とともに慢性肝炎から肝硬変や肝がんに行進する危険性のある深刻な病気であります。

現在、国は、ウイルス検査体制の整備を図るなどの対策に取り組んではいますが充分ではなく、特に感染を自覚していない患者の早期発見と早期治療ができる体制の整備を早急に実施する必要があります。

よって、国会及び政府におかれては、ウイルス性肝炎対策を恒久的に推進するため、下記の事項を実現するよう強く要望します。

記

- 1 ウイルス性肝炎の治療体制の整備や治療費の負担軽減を図ること。
- 2 ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療を実現するため、検査を受ける費用の負担軽減を図ること。
- 3 ウイルス性肝炎に関する差別・偏見をなくすため、正しい知識の啓蒙・啓発などの施策を実施すること。特に就学・就職差別をなくすよう具体的な施策を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年12月15日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

様

仙台市議会議長 柳橋邦彦